

第1回 香川県子どもの貧困対策検討委員会 次第

日時：平成27年4月24日（金）10時～12時

場所：香川県社会福祉総合センター7階 第2中会議室

- 1 開 会
- 2 香川県健康福祉部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 会議の運営について
 - ① 会長・副会長の選任
 - ② 運営規程（案）及び傍聴要領（案）について
 - ③ 会議の公開・非公開について
 - (2) 香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）について
 - ① 子どもの貧困に関する現状について
 - ② 子どもの貧困に関する指標について
 - ③ 計画の骨子（案）について
- 5 その他
 - 計画策定スケジュールについて
- 6 閉 会

【配布資料】

資料1	香川県子どもの貧困対策検討委員会運営規程（案）	・・・P 1
資料2	香川県子どもの貧困対策検討委員会傍聴要領（案）	・・・P 2
資料3	子どもの貧困に関する現状	・・・P 3
資料4	子どもの貧困に関する指標	・・・P 10
資料5	香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）の骨子（案）	・・・P 12
資料6	計画策定スケジュール	・・・P 15

香川県子どもの貧困対策検討委員会運営規程（案）

平成 27 年 4 月 日
香川県子どもの貧困対策検討委員会

（会議の公開等）

- 第 1 条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴者の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

- 第 2 条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（協力の依頼）

- 第 3 条 会長は、会議の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会長は、会議の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（雑則）

- 第 4 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

香川県子どもの貧困対策検討委員会傍聴要領（案）

平成27年4月 日

香川県子どもの貧困対策検討委員会決定

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、会場において、係員に住所及び氏名を申し出て、香川県子どもの貧困対策検討委員会会長の了解を得た上で係員の指示に従い、会場に入場してください。

なお、傍聴の申し込み受付は、会場において、会議の開催時刻の30分前から先着順で行い、原則、定員10名になり次第終了します。会場の都合によっては、10名に満たない場合で終了することもあります。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (4) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。

<子どもの貧困に関する現状>

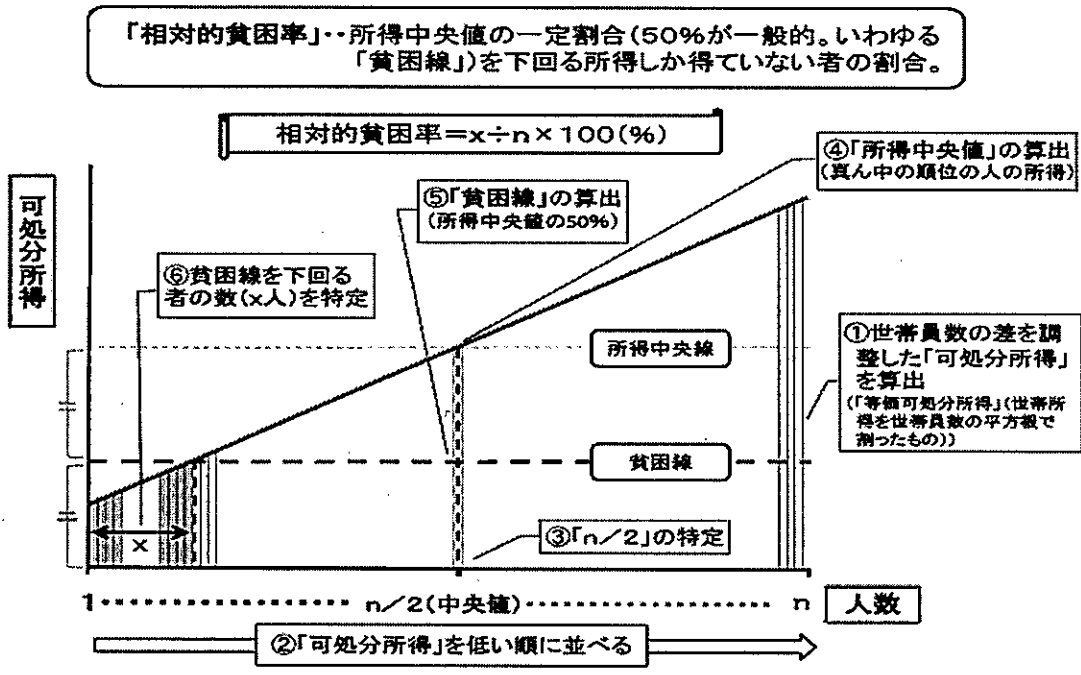
(1) 子どもの貧困率について

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいい、以下の計算式により算出されます。

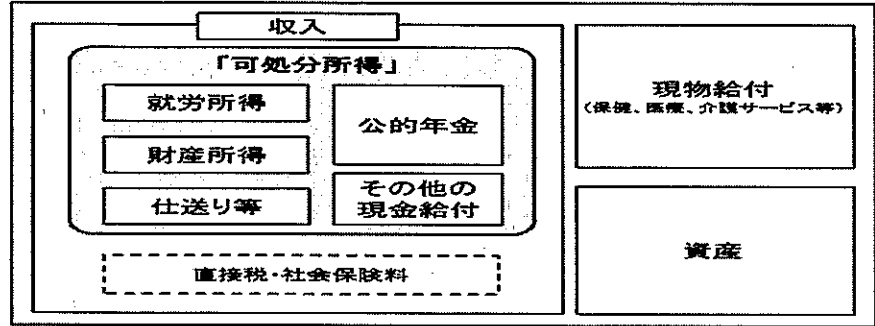
◆子どもの貧困率

$$= \frac{\text{相対的に貧困の状況にある18歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における18歳未満の者の総数}}$$

「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令」



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成 24 年の我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2010 年 OECD 加盟 34 개국中 25 位）と過去最悪を更新し、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）では、大人が 2 人以上の世帯の場合の相対的貧困率が 10~12%程度であるのに対し、大人が 1 人の世帯の貧困率は 50%を超えています。このように、ひとり親家庭など大人 1 人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

貧困率の推移（全国）

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年
相対的貧困率（※1）	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯の貧困率（※2）					
大人が 1 人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が 2 人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円

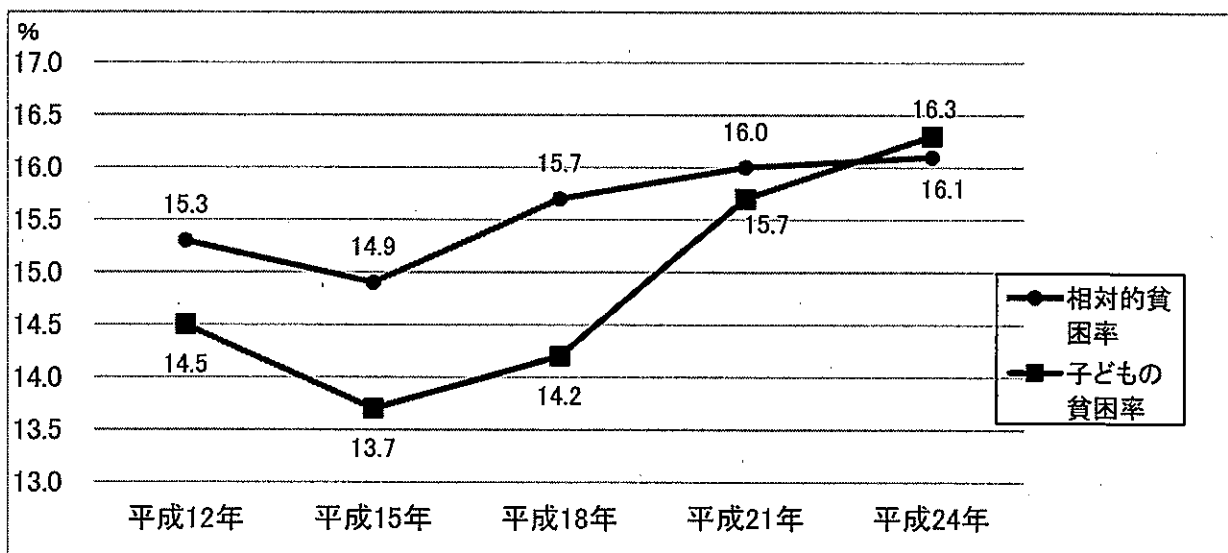
※大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいう。

平成 25 年「国民生活基礎調査」

（※1）相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

（※2）子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

貧困率の推移（全国）



「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護世帯について

県内の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は、平成 26 年度は 1,558 人です。

被保護世帯数等の推移（香川県）

		H24 年度	H25 年度	H26 年度
被保護世帯数		8,339	8,411	8,418
被保護世帯人員		11,556 人	11,507 人	11,416 人
保護率		11.68%	11.68%	11.64%
数 おける 子ども の 生活 保護 世帯 に	0～5 歳	380 人	408 人	359 人
	6～11 歳	522 人	573 人	495 人
	12～14 歳	348 人	369 人	314 人
	15～17 歳	420 人	425 人	390 人
	合計	1,670 人	1,775 人	1,558 人

香川県健康福祉総務課

※被保護世帯数及び被保護世帯人員は、年度計を 12 で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

（ただし平成 26 年度は、暫定数値として平成 26 年 4 月の数値である。）

※保護率は、小数点以下第 3 位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの数は、各年 4 月 30 日現在の数値

(3) 社会的養護を要する児童数について

社会的養護を要する児童数は、平成 25 年度が 200 人で、この 5 年間で約 9% 伸びています。これは、児童虐待の増加の影響等により、社会的養護を要する児童数が増加しているものと考えられます。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、平成 25 年度が 161 人となっています。

里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成 25 年度が 39 人となっており、この 5 年間で 56% 増となっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

入所（委託）措置児童数	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
乳児院	24	21	16	22	18	22
児童養護施設	135	156	147	148	149	139
里親委託（ファミリーホーム委託を含む）	25	29	31	33	34	39
計	184	206	194	203	201	200

香川県子育て支援課

(4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約 98%となっており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約52%、就職率は約18%です。

生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県			全国		
	生活保護世帯	児童養護施設		生活保護世帯	児童養護施設	
中学校卒業後						
高等学校等進学率	97.9%	78.5%	87.5%	98.4%	90.8%	96.6%
就職率	0.9%	6.2%	12.5%	0.4%	2.5%	2.1%
高等学校等卒業後						
大学等進学率	51.8%	32.1%	14.3%	53.8%	32.9%	22.6%
就職率	18.2%	59.0%	85.7%	17.5%	46.1%	69.8%

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、香川県子育て支援課

※全国は平成 25 年 4 月 1 日現在、香川県の生活保護世帯は平成 26 年 4 月 1 日現在、全体及び児童養護施設は平成 26 年 5 月 1 日現在の数値

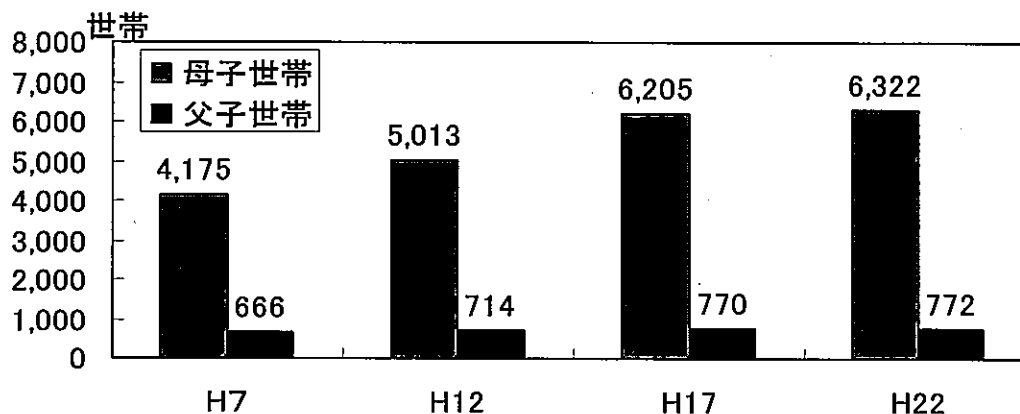
(5) ひとり親家庭について

① ひとり親世帯数の推移

香川県の母子世帯数は、平成 12 年が 5,013 世帯（総世帯数の 1.34%）、平成 17 年が 6,205 世帯（1.64%）、平成 22 年が 6,322 世帯（1.62%）と増加傾向にあります。また、父子世帯も、平成 12 年が 714 世帯（総世帯数の 0.20%）、平成 17 年が 770 世帯（0.20%）、平成 22 年が 772 世帯（0.20%）とやや増加しています。

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満 20 歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

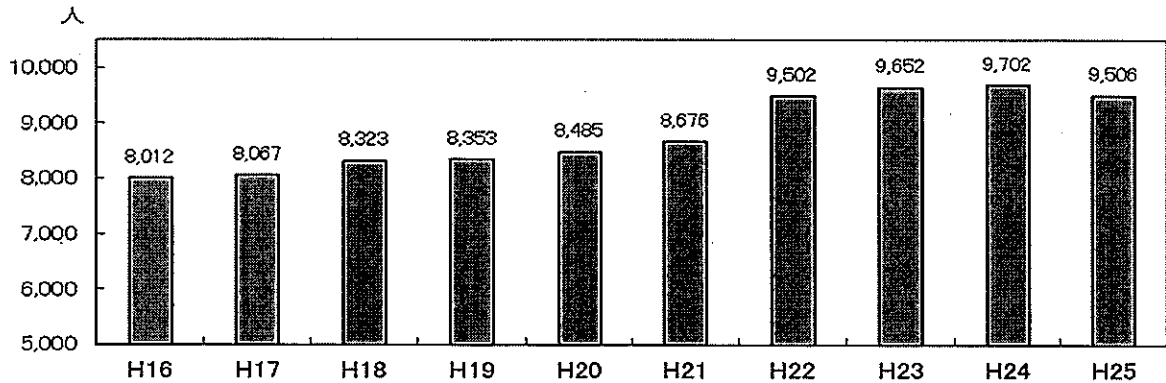
ひとり親世帯数の推移（香川県）



② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は年々増加し、平成 22 年度に 9,000 人を超え、平成 25 年度では 9,506 人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



厚生労働省「福祉行政報告例」

※平成 22 年 6 月に児童扶養手当法が一部改正され、平成 22 年 8 月分から父子家庭にも支給開始。

③ ひとり親家庭の就業状況

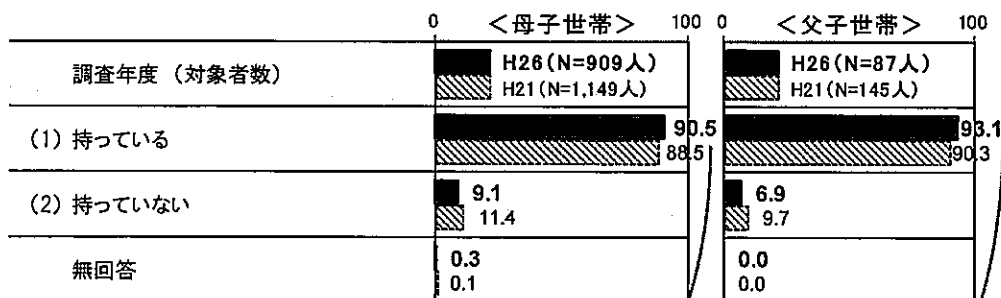
母子世帯の母では、ひとり親になった当時は常用雇用が 25.7%、臨時雇用が 38.6%、無職が 24.1%でしたが、調査時点では、就業している人が 90.5%、就業していない人が 9.1% であり、就業している人のうち常用雇用が 48.2%、臨時雇用が 39.4%と常時雇用が増加しています。

父子世帯の父では、ひとり親になった当時は常用雇用が 66.7%、臨時雇用が 5.7%、自営業が 21.8%でしたが、調査時点では、就業している人が 93.1%、就業していない人が 6.9%であり、就業している人のうち常用雇用が 64.2%、臨時雇用が 7.4%、自営が 27.1%と、常用雇用が減少、臨時雇用と自営業が増加しています。

ひとり親家庭となった当時の就業形態（香川県）

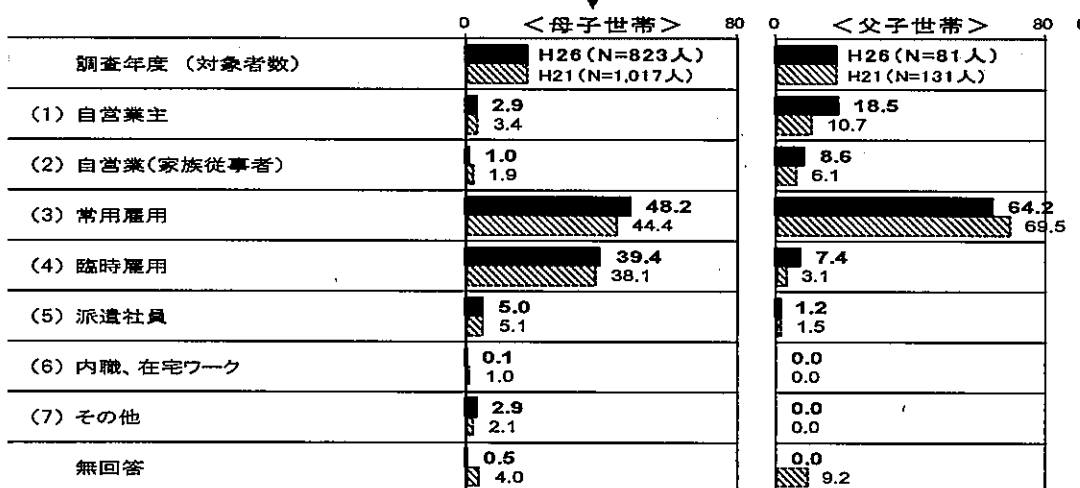
調査年度（対象者数）	<母子世帯>		<父子世帯>	
	H26 (N=909人)	H21 (N=1,149人)	H26 (N=87人)	H21 (N=145人)
(1) 自営業主	2.1	1.6	14.9	6.9
(2) 自営業(家族従事者)	1.7	2.4	6.9	4.1
(3) 常用雇用	25.7	24.2	66.7	75.9
(4) 臨時雇用	38.6	38.9	5.7	5.5
(5) 派遣社員	4.5	3.7	2.3	0.7
(6) 内職、在宅ワーク	0.8	1.8	0.0	0.0
(7) その他	2.3	1.2	1.1	1.4
(8) 無職	24.1	24.8	2.3	3.4
無回答	0.2	1.3	0.0	2.1

調査時点で仕事を持っている・持っていない（香川県）



グラフ単位：(%) 「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成 26 年 8 月 1 日)

調査時点での就業形態（香川県）



グラフ単位：(%) 「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成 26 年 8 月 1 日)

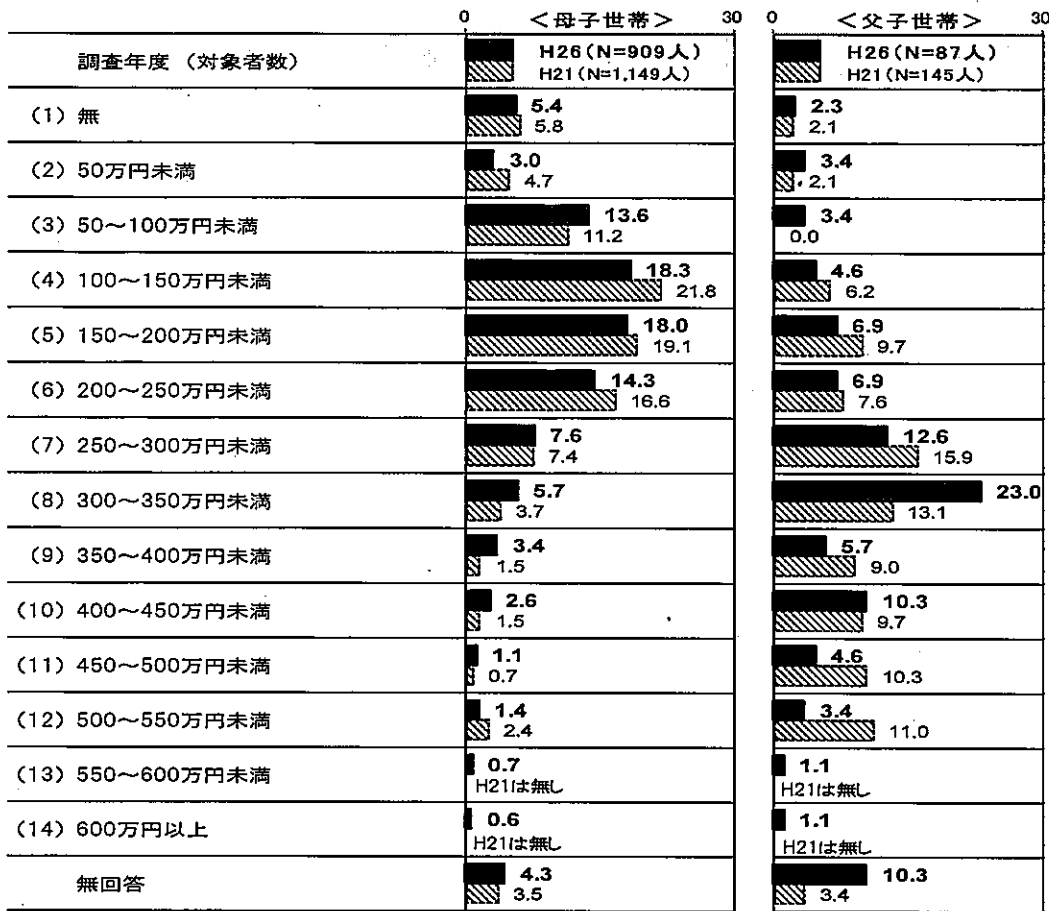
④ ひとり親家庭の世帯収入

母子世帯の年収は、「100万円から150万円未満」が18.3%で最も多く、「200万円未満」の世帯が全体の58.3%を占めています。

父子世帯の年収は、「300万円から350万円未満」が23.0%で最も多く、「350万円未満」の世帯が全体の63.1%を占めています。

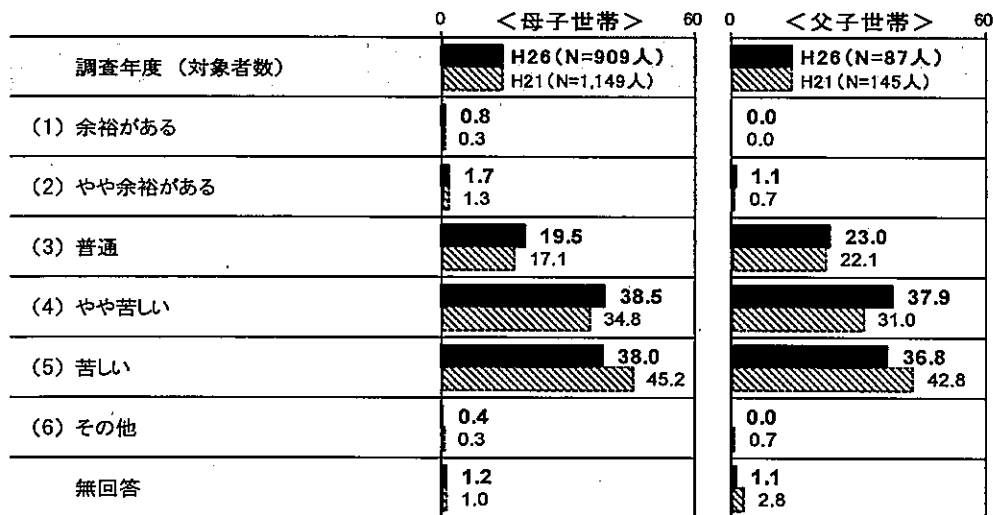
また、現在の生活状況として、母子世帯の76.5%、父子世帯の74.7%が「やや苦しい」又は「苦しい」と考えています。

ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%) 「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

ひとり親家庭の生活状況



グラフ単位：(%) 「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

＜子どもの貧困に関する指標＞

国では、大綱で25の指標を掲げていますが、その中には、都道府県ごとのデータがないものもあり、香川県では、子どもの貧困に関する14の指標を定めます。

No.	指 標	香川県	全 国	備 考 ()は全国
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	78.5% 〔平成26年4月1日現在〕	90.8% 〔平成25年4月1日現在〕	全日制 61.5% (67.6%) 定時制 3.1% (11.5%) 通信制 5.4% (5.1%) 中等教育学校後期課程 0.0% (0.1%) 特別支援学校高等部 8.5% (4.9%) 高等専門学校 0.0% (0.7%) 専修学校の高等課程 0.0% (0.9%)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.1% 〔平成26年度〕	5.3% 〔平成25年度〕	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.1% 〔平成26年4月1日現在〕	32.9% 〔平成25年4月1日現在〕	大学等 21.8% (19.2%) 専修学校等 10.3% (13.7%)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	6.2% 〔平成26年4月1日現在〕	2.5% 〔平成25年4月1日現在〕	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	59.0% 〔平成26年4月1日現在〕	46.1% 〔平成25年4月1日現在〕	
6	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	87.5% 〔平成26年5月1日現在〕	96.6% 〔平成25年5月1日現在〕	高等学校等 87.5% (94.8%) 専修学校等 0.0% (1.8%)
7	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	12.5% 〔平成26年5月1日現在〕	2.1% 〔平成25年5月1日現在〕	
8	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後)	14.3% 〔平成26年5月1日現在〕	22.6% 〔平成25年5月1日現在〕	大学等 14.3% (12.3%) 専修学校等 0.0% (10.3%)
9	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	85.7% 〔平成26年5月1日現在〕	69.8% 〔平成25年5月1日現在〕	
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数	28人 〔平成26年度〕	1,008人 〔平成25年度〕	本県の公立小中学校分 県派遣・巡回 4人市町配置 24人
11	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100.0% 〔平成26年度〕	37.6% 〔平成24年度※〕	〔※国：その他教育委員会等に1,534箇所配置〕
12	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0% 〔平成26年度〕	82.4% 〔平成24年度※〕	〔※国：その他教育委員会等に1,534箇所配置〕
13	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	90.5% 〔平成26年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	80.6% 〔平成23年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 48.2% (正規の職員・従業員 39.4%) 臨時雇用 39.4% (パート・アルバイト等 47.4%)
14	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	93.1% 〔平成26年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	91.3% 〔平成23年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 64.2% (正規の職員・従業員 67.2%) 臨時雇用 7.4% (パート・アルバイト等 8.0%)

【参考】

国の25の指標のうち、県の指標として採用していない11の指標は次のとおりです。
これらの指標には、都道府県ごとのデータはありません。

指 標	全 国	備 考	
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	72.3%		平成23年度全国母子世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの就職率 (中学校卒業後)	0.8%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの就職率 (高等学校卒業後)	33.0%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%		平成25年度現在
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%		平成25年度現在
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子)	予約採用段階 33.8% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
子供の貧困率	16.3%		平成25年国民生活基礎調査
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%		平成25年国民生活基礎調査

＜香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）の骨子（案）＞

第 1 章 はじめに

I 計画の策定趣旨

- 平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成 24 年の我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位）と過去最悪を更新
- 平成 25 年 6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「法律」という。）が公布、平成 26 年 1 月に施行
- 平成 26 年 8 月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定
- 本県においても法の趣旨を鑑み、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国が定める大綱を踏まえた県計画を策定

II 計画の位置づけ

- 法律第 9 条第 1 項に定める「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」

III 計画の期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向

I 子どもの貧困に関する現状

各種データ・資料に基づき現状を記載

※国、県のデータから子どもの貧困に関連するものを抽出

(1) 子どもの貧困率について

○子どもの貧困率、相対的貧困率、子どもがいる現役世帯の貧困率の推移等

(2) 生活保護世帯について

○生活保護世帯数・生活保護世帯人員・保護率の推移

(3) 社会的養護を要する児童数について

○施設入所・里親委託の状況

(4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

○中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率

(5) ひとり親家庭について

①ひとり親世帯数の推移

②児童扶養手当受給者数の推移

③ひとり親家庭の就業状況

④ひとり親家庭の世帯収入

II 基本目標

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり」

III 子どもの貧困に関する指標

IV 施策体系

第3章 施策の具体的な取り組み

I 教育の支援

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援

II 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 支援する人員の確保等
- (6) その他の生活支援

III 保護者に対する就労の支援

IV 経済的支援

第4章 計画の推進に向けて

I 計画推進のための連携・協力

II 計画の実施状況等の検証・評価

- 計画に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて、対策等の見直しや改善に努める。
- この計画は、社会経済情勢の変化や法改正、子どもの貧困に関する状況等を踏まえ、必要な場合には見直しを行う。

香川県における子どもの貧困対策についての
計画策定スケジュール（平成27年）

月	日	日程	備考
4月	上旬		
	中旬		
	下旬	第1回委員会（会長・副会長選任等、制度説明、骨子案検討、第2回日程調整）	
5月	上旬	案の修正、素案作成	
	中旬	↓	
	下旬	第2回委員会（素案検討、第3回日程調整）	
6月	上旬	案修正	
	中旬	↓	
	下旬	↓	
7月	上旬	パブリックコメント開始	
	中旬	↓	
	下旬	↓	
8月	上旬	パブリックコメント終了	
	中旬	第3回委員会（最終案検討）	
	下旬	計画策定	

参 考 資 料

参考資料1	委員名簿	・・・P	1
参考資料2	香川県子どもの貧困対策検討委員会設置要綱	・・・P	2
参考資料3	審議会等の会議の公開に関する指針	・・・P	3
参考資料4	子どもの貧困対策の推進に関する法律	・・・P	4
参考資料5	子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の 子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校 等進学率の定義を定める政令	・・・P	8
参考資料6	厚生労働省告示第8号（平成26年1月16日）	・・・P	9
参考資料7	子供の貧困対策に関する大綱	・・・P	10
参考資料8	香川県における子どもの貧困対策に関連する事業	・・・P	41

香川県子どもの貧困対策検討委員会委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
香川県高等学校長協会	副会長	市原 伸作
香川労働局職業安定部地方訓練受講者支援室	室長	岩崎 恭博
香川県私立中学高等学校連合会	会長	小野 真澄
香川大学教育学部	教授	加野 芳正
社会福祉法人香川県社会福祉協議会	事務局次長	日下 直和
香川県母子自立支援員連絡協議会	会長	高橋 尚代
香川県中学校長会	事務局次長	津山 勝義
香川県小学校長会	会長	野村 一夫
香川大学法学部	教授	平野 美紀
香川県児童福祉施設連合会	会長	藤井 敏孝
香川スクールソーシャルワーカー協会	会長	藤澤 茜
香川県民生委員児童委員協議会連合会	副会長	前田 昭文

(五十音順、敬称省略)

香川県子どもの貧困対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における、子どもの貧困の対策を総合的かつ効果的に推進するため、香川県子どもの貧困対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 香川県における子どもの貧困対策についての計画策定に関すること
- (2) その他子どもの貧困対策の総合的な推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもの貧困対策について見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年3月30日策定

平成12年10月1日改正

平成14年 4月1日改正

平成16年 4月1日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への県民の参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

- (1) 審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。
- (2) この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成10年5月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

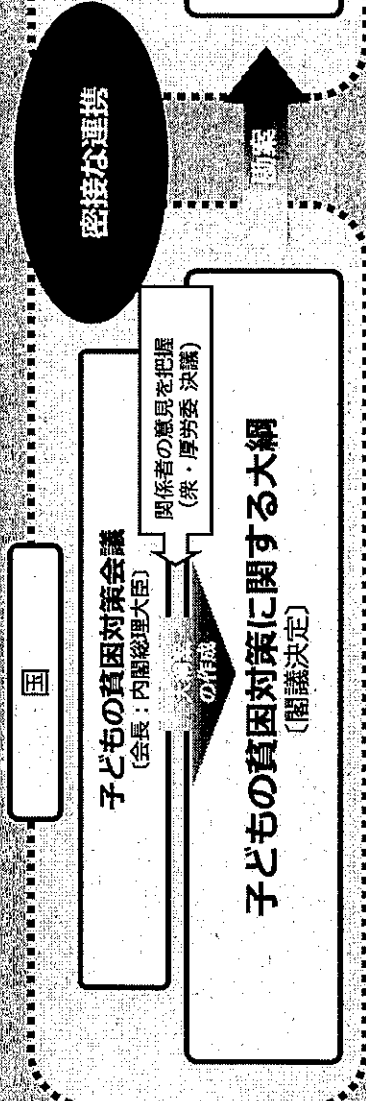
- **子どもの貧困率**
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- **ひとり親世帯での貧困率 50.8%** (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- **生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9%** (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「**貧困の連鎖**」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章総則（第一条—第七条）

第二章基本的施策（第八条—第十四条）

第三章子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に

掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護並びに」を「保護、」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表自殺総合対策会議の項の次に次のように加える。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令
(平成二十六年一月十六日政令第五号)

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。
- 2 法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

(平成二十六年一月十六日)

(厚生労働省告示第八号)

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令(平成二十六年政令第五号)第一項の規定に基づき、子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を次のように定め、同令の施行の日(平成二十六年一月十七日)から適用する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令(平成二十六年政令第五号)第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数は、国民生活基礎調査規則(昭和六十一年厚生省令第三十九号)第四条第二項の三年ごとの大規模な調査において、等価可処分所得額(一の世帯の構成員の可処分所得額の合計額を当該世帯の構成員の数の平方根で除した額をいう。以下同じ。)が全世帯の構成員の等価可処分所得額の中央値を二で除した額に満たない十八歳未満の者の数とする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% （平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6% （正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率:91.3% （正規67.2% 非正規 8.0%）
- 子供の貧困率 16.3% （平成24年）

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得運動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していきける
社会の
実現

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現を目指して ～

目 次

第1	はじめに	1
	（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）	1
	（大綱案作成の経緯）	1
	（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）	2
第2	子供の貧困対策に関する基本的な方針	3
1	貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。	3
2	第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。	3
3	子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。	3
4	子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。	4
5	教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。	4
6	生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。	4
7	保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。	5
8	経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。	5
9	官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。	5
10	当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。	5
第3	子供の貧困に関する指標	6
	○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	6
	○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	6
	○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	6

○生活保護世帯に属する子供の就職率	7
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率	7
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	7
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	8
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	8
○就学援助制度に関する周知状況	8
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	8
○ひとり親家庭の親の就業率	9
○子供の貧困率	9
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	9
第4 指標の改善に向けた当面の重点施策	10
1 教育の支援	10
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	10
(学校教育による学力保障)	10
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)	10
(地域による学習支援)	11
(高等学校等における就学継続のための支援)	11
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	11
(3) 就学支援の充実	12
(義務教育段階の就学支援の充実)	12
(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)	12
(特別支援教育に関する支援の充実)	13
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	13
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)	13

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)	13
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	13
(6) その他の教育支援	14
(学生のネットワークの構築)	14
(夜間中学校の設置促進)	14
(子供の食事・栄養状態の確保)	14
(多様な体験活動の機会の提供)	14
2 生活の支援	15
(1) 保護者の生活支援	15
(保護者の自立支援)	15
(保育等の確保)	15
(保護者の健康確保)	15
(母子生活支援施設等の活用)	16
(2) 子供の生活支援	16
(児童養護施設等の退所児童等の支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)	17
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	17
(関係機関の連携)	17
(4) 子供の就労支援	17
(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)	17
(親の支援のない子供等への就労支援)	18
(定時制高校に通学する子供の就労支援)	18
(高校中退者等への就労支援)	18
(5) 支援する人員の確保等	18
(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)	18

(相談職員の資質向上)	18
(6) その他の生活支援	18
(妊娠期からの切れ目ない支援等)	19
(住宅支援)	19
3 保護者に対する就労の支援	19
(親の就労支援)	19
(親の学び直しの支援)	20
(就労機会の確保)	20
4 経済的支援	20
(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)	20
(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)	20
(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)	20
(教育扶助の支給方法)	20
(生活保護世帯の子供の進学時の支援)	21
(養育費の確保に関する支援)	21
5 その他	21
(国際化社会への対応)	21
第5 子供の貧困に関する調査研究等	22
1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究	22
2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究	22
3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供	22
第6 施策の推進体制等	23
1 国における推進体制	23
2 地域における施策推進への支援	23

3	官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 . . .	23
4	施策の実施状況等の検証・評価	23
5	大綱の見直し	24

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

第1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく¹、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている²。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの育成環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成25年）6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成26年）1月に施行された。

(大綱案作成の経緯)

政府では、本年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計4回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

¹ 子供の貧困率 16.3%（2012年厚生労働省データ）（2010年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位）（OECD(2014)データ ※日本の数値は 2009 年 15.7%）

² 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8%(全体 98.6%)（2013年厚生労働省／文部科学省データ）

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

(子供の貧困対策の意義と大綱の策定)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいえない点がある。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努め

る。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校(定時制・通信制を含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)

(注) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、大学等(大学及び短期大学)、専修学校等(専修学校及び各種学校)に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の就職率

- ・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

- ・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、就職した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 96.6% (高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%)

就職率 2.1%

- ・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6% (大学等 12.3%、専修学校等 10.3%)

就職率 69.8%

(注1) 平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年5月1日現在の進路。

(注2) 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校(1学年～3学年)

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校(4学年～5学年)

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

○ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3%

(注) 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査)

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 93.9% (高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)

就職率 0.8%

- ・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)

就職率 33.0%

(注1) 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

(注2) 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計))

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合(平成24年度)
小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に1,534箇所配置

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%(平成25年度)

- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%(平成25年度)

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)

- ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%

- ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

(注1) 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申

込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

(注2) 平成25年度においては、在学採用では100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

(出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成25年度実績))

○ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率：80.6%

(正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%)

・父子家庭の就業率：91.3%

(正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%)

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17歳以下の子供全体に占める、貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子供の割合。

(出所：平成25年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子供(17歳以下)がいる世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成25年国民生活基礎調査)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食

事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就

労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実

施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学
考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本
人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合につ
いては、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての
経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいこと
であることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援セ
ンター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済
状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青
年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるように、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

事業番号	事業名	事業概要	所属
1	みんなで子どもを育てる県民運動活性化推進事業費	「君が好き！あなたが大事！」を合言葉に地域の子どもは地域で育てる県民運動をより活性化させることで、地域ぐるみでの青少年健全育成の機運を高め、ネットワークの強化を図ることを目的に、地域青少年育成団体への助成、広報啓発活動のための講演会、育成支援者対象の研修会の実施を行う。	男女参画・県民活動課
2	私立高等学校授業料軽減補助	低所得階層の生徒の授業料を減免した学校法人に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
3	高等学校等就学支援金交付事業	私立高校生等のいる世帯に対して国公立高校の授業料相当額（低所得世帯に対しては増額）を助成する。	総務学事課 私学・宗務グループ
4	特定私立高等学校生就学補助事業	高等学校等就学支援金が支給されない私立高等学校生に対して就学支援金相当額を補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
5	奨学のための給付金事業	生活保護世帯等低所得世帯の教育費負担軽減を図るため、当該世帯に対し奨学のための給付金を支給する。	総務学事課 私学・宗務グループ
6	専門学校生授業料等負担軽減事業	経済的理由により修学困難な私立専門学校生への授業料等の一部を支援する。	総務学事課 私学・宗務グループ
7	私学特色教育チャレンジ支援事業（教育相談体制の整備に対する補助）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して教育相談体制の整備を行っている学校に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
8	私学特色教育チャレンジ支援事業（著名人、卒業生等による講演等に対する補助）	生徒の学習意欲を引き出したり、将来どのような仕事をしたいか等についての目的意識を持たせるため、卒業生や著名人等による講演、セミナー等を実施する学校に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
9	私学特色教育チャレンジ支援事業（教職員研修費補助）	教職員資質の向上を目的とした研修に教職員を派遣し、又は研修を開催する学校に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
10	通信制在校生修学資金貸付事業	高等学校の通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	総務学事課 私学・宗務グループ
11	通信制教科書等給与事業	高等学校の通信制課程に在学する勤労青少年に教科書等の給与を行った学校法人に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
12	東日本大震災被災者授業料等免除事業	東日本大震災の被災者が県内の私立学校に転入学（園）した場合に、その生徒の学納金の支払いを免除した学校法人に対して補助する。	総務学事課 私学・宗務グループ
13	扶助費	生活保護法に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
14	社会的居場所づくり支援事業	生活保護受給者に対して、社会福祉施設での就労体験やボランティア活動の場を提供することを通じ、生活保護受給者と社会とのつながりを結びなおすとともに、仕事に対する意欲の喚起を図る。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
15	就労支援強化事業	就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施する。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
16	住宅支援給付事業	就労意欲のある離職者で住宅を喪失または喪失しそうな者に対して住宅手当を支給する。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
17	（生活困窮者自立支援事業）子どもに対し学習の援助を行う事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの対象として、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、学習の支援等を行う。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ

事業番号	事業名	事業概要	所属
18	(生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者家計相談支援事業	家計に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導等を行う。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
19	(生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
20	(生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者住居確保給付金交付事業	離職等により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者で、所得等が一定水準以下のものに対し、有期で住居確保給付金を交付し、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行う。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
21	(生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的にかつ一貫して支援する。	健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ
22	児童手当給付事業	市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担する。	子育て支援課 総務・少子化対策グループ
23	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ることにより、児童の福祉の増進に寄与するため、当該児童の父または母等に児童扶養手当を支給する事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
24	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の健康の保持・増進及びその生活の安定に寄与する。	子育て支援課 児童家庭グループ
25	ひとり親家庭学習支援員派遣事業	ひとり親家庭の児童等の学習を支援し、児童等から進学相談を受けるなど、学習支援のためのボランティアを家庭に派遣する事業	子育て支援課 児童家庭グループ
26	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母及び寡婦が技術習得のための通学や、就職活動等により一時的に生活支援が必要な場合、またはひとり親家庭となったばかりのときに日常生活に支障がある場合に家庭生活支援員を派遣する事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
27	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。	子育て支援課 児童家庭グループ
28	ひとり親家庭等就業支援センター事業	ひとり親家庭の母等の就業を寄り効果的に促進するため、就業支援講習、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
29	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等が生活の安定につながる資格や技術の取得を支援し、自立の促進を図る事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
30	ひとり親家庭等実態調査	「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたり、5年ごとに県内のひとり親家庭等の生活実態等を把握し、今後のひとり親家庭等への福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として実施する。	子育て支援課 児童家庭グループ
31	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親等の自立、就労を支援するため、プログラム策定員が個々の状況やニーズに応じた支援を行う事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
32	母子生活支援施設・助産施設措置費負担金	中核市を除く市が、母子生活支援施設等に母子家庭の母等を保護した場合に、その実施に係る費用の4分の1を県が負担する。	子育て支援課 児童家庭グループ

事業番号	事業名	事業概要	所属
33	児童保護措置費	社会的養護の推進のため、児童養護施設等に対し運営費等を支給し、また、施設に入所している児童の生活のために生活費や学用品費、医療費等の支給を行う。	子育て支援課 児童家庭グループ
34	児童保護措置費（身元保証人確保対策事業）	児童福祉施設等を退所した児童等が就職し、又はアパート等を賃借する際に、児童等が入所していた施設の施設長等がその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助する。	子育て支援課 児童家庭グループ
35	児童保護措置費（里親賠償責任保険負担金）	里親への支援の一環として、児童を里親に委託されることに伴い、児童のケガ等により、里親が親権者等の関係者に対し法律上の賠償責任を負うことになった場合に、賠償責任保険で補償することを目的として、賠償責任保険料の支給を行う。	子育て支援課 児童家庭グループ
36	児童保護措置費（処遇改善）	児童福祉施設等に入所している児童等を対象として月額850円を交付し、入所児童の処遇の向上を図る。（施設によって、誕生日プレゼント費用や児童へのお小遣い、クラブ活動費等に活用されている。）	子育て支援課 児童家庭グループ
37	巣立ちサポート事業	児童福祉施設等入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、企業等へ就職しやすくさせ、自立を支援する。	子育て支援課 児童家庭グループ
38	週末ファミリー事業	児童福祉施設に措置されている児童のうち、家庭復帰が困難な者について、週末等に里親等の家庭にて家庭生活を体験させることで、児童の自立支援及び健全育成を目指す。	子育て支援課 児童家庭グループ
39	里親機能強化事業	里親登録に必要な研修会を実施するなど家庭的養護の中心を担う里親を育成するための事業。	子育て支援課 児童家庭グループ
40	未成年後見人支援事業	児童相談所長が選任請求した未成年後見人に報酬等を支援することで、未成年後見人の確保を図り、児童等の日常生活の支援や福祉の向上を資することを目的とする。	子育て支援課 児童家庭グループ
41	児童虐待相談機能強化事業	児童や家庭への適切な対応を行うため、関係者の資質向上につながるような研修等を実施する。	子育て支援課 児童家庭グループ
42	市町子育て支援事業	国の補助事業で、ショートステイ、トワイライトステイ事業、養育支援訪問事業を含んだもの	子育て支援課 児童家庭グループ
43	保育所運営費	私立保育所において保育に欠ける児童の保育を行う市町に対する児童福祉法に基づく負担金	子育て支援課 保育所グループ
44	保育所緊急整備事業	私立保育所の施設整備費を補助する市町に補助する事業。	子育て支援課 保育所グループ
45	第3子以降保育料免除事業	子どもを3人以上養育している世帯に属する第3子以降の保育所入所児童のうち、3歳未満児の保育料について、全額免除することにより、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	子育て支援課 保育所グループ
46	認定こども園整備事業	幼保連携型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する社会福祉法人等に対し施設整備費を補助する市町に対し、その経費の一部を補助する事業	子育て支援課 保育所グループ
47	認可保育施設等移行支援事業	認可外保育施設の認可保育所への移行を促進するため、運営費等を支援する市町に対して、その経費の一部を補助する事業	子育て支援課 保育所グループ
48	待機児童対策事業	年度途中に生じる低年齢児の保育所入所待機児童の受入体制を整備するため、「特別対策保育所」を定め、待機児童に対応する保育士を予め配置する市町に補助する事業。	子育て支援課 保育所グループ

事業番号	事業名	事業概要	所属
49	保育士人材バンク事業	専任コーディネーターを配置し、復職に向けた研修会の開催等を通して、保育士の就職を支援する「保育士人材バンク」を設置・運営する事業	子育て支援課 保育所グループ
50	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	保育士人材の確保のため、保育士養成施設を卒業する学生の保育所等への就職を促進する取組みを行った保育士養成施設に補助する事業	子育て支援課 保育所グループ
51	保育学生修学支援事業	保育士人材の確保を積極的に推進することにより子育て支援の充実を図るため、県内の指定保育士養成施設に平成27年度～29年度入学した県内在住者（低所得家庭を優先）を対象者とし、無利子で修学資金の貸付を行う。	子育て支援課 保育所グループ
52	現任保育士資質向上対策事業	多様化する保育ニーズに的確に対応できるよう、現任保育士の一層の資質向上を図るため、保育士養成施設や関係団体等が連携・協力して、現任保育士を対象とした体系的な研修を計画的に実施するとともに、保育所におけるOJTを支援する。	子育て支援課 保育所グループ
53	休日保育事業	休日保育に対する補助	子育て支援課 保育所グループ
54	一時預かり事業	日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業	子育て支援課 保育所グループ
55	病児・病後児保育事業（運営費）	病気回復期等にある保育所通所中の児童等を一時的に預かる施設の運営に対する補助	子育て支援課 保育所グループ
56	病児・病後児保育利用料無料化事業	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を3歳未満の第2子及び小学校就学前の第3子以降の児童が利用した場合に、その利用料を無料化する市町に補助する事業	子育て支援課 保育所グループ
57	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	子育て支援課 保育所グループ
58	放課後子ども環境整備等事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施施設を整備する場合に補助する事業	子育て支援課 保育所グループ
59	放課後児童クラブあんしんにこにこ巡回事業	特別な支援を必要とする子どもへの指導員の対応能力を巡回相談等により向上させ、子どもの健全な育成を図る事業	子育て支援課 保育所グループ
60	地域子育て支援人材養成事業	放課後児童クラブで児童を支援する放課後児童支援員等、地域子ども・子育て支援事業を支える人材の養成を図る事業。	子育て支援課 保育所グループ
61	保育所、児童福祉施設への指導・監査	保育所等への指導・監査時に食育について指導している。	子育て支援課 保育所グループ
62	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施している市町に対し、補助を行う。	子育て支援課 母子保健グループ
63	乳幼児医療費支給事業	小学校就学前の乳幼児の医療費の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費支給事業に補助を行う。	子育て支援課 母子保健グループ
64	小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課 母子保健グループ

事業番号	事業名	事業概要	所属
65	女性の健康相談 妊娠・不妊相談	県内の保健所にて、保健師等による思春期から更年期における女性特有の悩み、妊娠・産後のうつや不妊等女性の健康に関する一般的事項に関する個別相談を実施している。	子育て支援課 母子保健グループ
66	高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施するもの。	労働政策課 職業能力開発グループ
67	若者の自立のための就労応援事業	厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート等の若者に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等により就労に向けた支援を行う。	労働政策課 総務・労政グループ
68	生活・就労総合相談支援事業	しごとプラザ高松内に「香川求職者総合支援センター」を設置し、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談及び保育所情報の提供を行う。	労働政策課 雇用対策グループ
69	緊急再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施するもの。	労働政策課 職業能力開発グループ
70	香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	労働政策課 総務・労政グループ
71	労働相談事業	労働者と使用者との間のトラブルの迅速な解決に資するため、労働相談窓口を設け、専門の相談員が法律に基づく制度の説明を行うほか、個別の案件に応じて、香川県労働委員会や香川労働局の総合労働相談、労働基準監督署等を案内している。	労働政策課 総務・労政グループ
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業	仕事と生活の調和を図ることができる職場づくりを推進するため、子育て行動計画策定企業認証マークの交付や推進企業の表彰など、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の広報に努めるとともに、推進アドバイザーが企業を訪問し、仕事と子育て等を両立しやすい労働環境の整備に関する相談や助言を行っている。	労働政策課 総務・労政グループ
73	就職困難者就業支援事業	就職困難者の就職支援や関係機関等と連携した採用のための啓発活動を実施する。	労働政策課 雇用対策グループ
74	県営住宅管理事業	・ひとり親世帯、小さな子どもがいる世帯、多子世帯について、優先的な入居制度を設定。 ・小さな子どもがいる世帯について、入居時の収入要件の緩和。 ・ひとり親世帯について、家賃決定に関する所得金額の控除を行うことで、より低廉な家賃を設定。	住宅課 県営住宅グループ
75	香川型指導体制の推進	学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、少人数指導、少人数学級、学力向上基盤形成の3つの柱からなる指導体制を推進する。	義務教育課 人事グループ
76	補習等のための指導員等派遣事業	市町において、学力向上を目的とした学校教育活動の一環として補習等を行うため、多様な地域人材を配置する事業を行う場合において、その経費の一部を補助する。	義務教育課 指導グループ
77	集団宿泊学習事業 要保護・準要保護生徒経費	集団宿泊学習事業に参加した要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成する。	義務教育課 指導グループ
78	スクールソーシャルワーカー活用事業	問題行動発生時、学校からの要請に応じ学校の支援を行う。通常は、学校の巡回指導を行ったり、教員研修の指導・助言を行う。	義務教育課 指導グループ
79	スクールソーシャルワーカー配置促進事業	市町がSSWを派遣する経費の一部を補助する。	義務教育課 指導グループ

事業番号	事業名	事業概要	所属
80	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとしてすべての小中学校に配置する。	義務教育課 指導グループ
81	要保護児童生徒援助費補助金 ※国の事業	市町が経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助する。	義務教育課 総務・免許グループ
82	高校中退等対策事業 (スクールカウンセラー活用事業)	生徒の問題行動等に対応するため、生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の問題行動等の解決を図る。	高校教育課 教育指導グループ
83	高校中退等対策事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	家庭状況や精神面などに課題があり支援を必要とする生徒に対して、個別支援や家庭、関係機関との連携を行い、早期に課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を行う。	高校教育課 教育指導グループ
84	高等学校等就学支援金事業	公立高校生に対して、授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図る。	高校教育課 総務・施設グループ
85	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。	高校教育課 総務・施設グループ
86	高等学校等奨学金	経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。	高校教育課 総務・施設グループ
87	大学生等奨学金	意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生等に対し、奨学金を貸し付けることにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保を図る。	高校教育課 総務・施設グループ
88	県立高等学校授業料の減免制度	学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の全額を免除する。	高校教育課 総務・施設グループ
89	定時制通信制在学学生修学資金貸付事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	高校教育課 総務・施設グループ
90	定時制通信制教科書等給与事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、教科書学習書を給与する。	高校教育課 総務・施設グループ
91	定時制高校に通学する子どもの就労支援	就職状況が厳しい定時制高校6校(三本松、高松、高松工、高松商、丸亀、多度津)にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援にあたっている。	高校教育課 教育指導グループ
92	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして特別支援学校に配置する。	特別支援教育課
93	特別支援教育就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を負担(補助)する。	特別支援教育課 総務・施設グループ
94	放課後子供教室推進事業	子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	生涯学習・文化財課 社会教育グループ
95	地域土曜スクールモデル事業	土曜日の子どもたちの活動を充実させるため、地域人材を活用して、多様な学習や体験活動の機会を提供する。	生涯学習・文化財課 社会教育グループ
96	中学校区学力向上総合推進事業	教育課題を有する中学校区を対象に、親子読み聞かせ会や高校見学会などを開催し、学校、家庭、地域社会連携のもと、人権尊重の精神を高めながら教育上の総合的な取組を推進し、児童生徒の学力向上・進路指導の充実を図る。	人権・同和教育課